

令和5年度養老線地域公共交通再生協議会第2回会議席次表

出入口

桑名市 M a a S 推進室長 森山 忠宏	池田町長 岡崎 和夫	神戸町長 藤井 弘之	協議会会長 (大垣市長) 石田 仁	養老町長 川地 憲元	揖斐川町長 岡部 栄一	海津市市民環境部長 近藤 三喜夫	岐阜協立大学 教授 竹内 治彦
---------------------------------	---------------	---------------	-------------------------	---------------	----------------	---------------------	--------------------

傍聴席

随行者席

三重河川国道事務所 四日市国道維持出張所長 誓山 実
岐阜県大垣土木事務所施設管理課長 林 徹
大垣警察署交通第一課 係長 奥村 善基
海津警察署交通課長 長谷川 陽祐
揖斐警察署交通課長 高橋 誠
桑名警察署交通第二課長 伊藤 貴
大垣市連合自治会連絡協議会会長 杉田 邦隆
岐阜県立大垣南高等学校校長 川瀬 英樹

中部運輸局交通政策部交通企画課長 勝山 祐樹
中部運輸局鉄道部計画課長 二輪 昭宏
中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官 渥美 宏
中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官 前葉 光司
岐阜県都市建設部 都市公園・交通局公共交通課長 城戸脇 研一
三重県地域連携・ 交通部交通政策課 課長補佐兼班長 黒川 裕司
西濃ブロック商工会協議会 事務局長 船田 勝司
桑名商工会議所専務理事 久保 康司

随行者席

出入口

	岐阜県タクシ―協会西濃支部 岐阜近鉄タクシ―(株)業務部長 高橋 政信	名阪近鉄バス(株)取締役社長 谷口 弘幸	養老鉄道(株)代表取締役社長 大内 敬弘	(一社)養老線管理機構代表理事 豊田 富士人	三重交通(株)バス営業部部长(乗合) 小瀬古 恵則	三重県タクシ―協会北勢支部長 (株)三交タクシ―代表取締役社長 橋本 明雄
--	---	-------------------------	-------------------------	---------------------------	------------------------------	---

令和5年度養老線地域公共交通再生協議会第2回会議次第

と き 令和5年11月6日（月） 11:00～12:00

ところ クインテッサホテル大垣 3階 ソーレ

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

議第1号 地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う

地域公共交通計画の改訂に関する協議について（案）……………P. 1 別紙

議第2号 養老線地域公共交通再生協議会規約の一部改正について（案）…P. 2

4 報告事項

報第1号 啓発グッズ・おでかけ沿線ガイド【外国語版】について……………P. 4

報第2号 各市町でのイベント開催状況について……………P. 5

5 その他

・今後の日程について……………P. 6

6 閉会

地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う 地域公共交通計画の改訂に関する協議について（案）

1 趣 旨

令和5年4月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）が一部改正、同年10月より施行されたことに伴い、地域公共交通計画（現養老線交通圏地域公共交通網形成計画）の改訂に関する協議を進めていくもの。

2 法改正の概要（関係分）

(1) 地域関係者の連携と協働の促進

・目的規定に、地方公共団体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加。国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加。

・地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加。

(2) ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充

・国は、大臣認定を受けた地域公共交通再構築事業によるインフラ整備に取り組む地方公共団体について、社会資本整備総合交付金等による支援。

3 地域公共交通計画改訂のスケジュール感（案）

◎鉄道事業再構築実施計画（～令和8年度）の次期計画作成前に改訂（別紙）

4 今後の取組みについて（案）

(1) 地域公共交通計画改訂、次期鉄道事業再構築実施計画作成に伴う基礎調査等事業

- ・養老線沿線自治体の将来人口推計、将来需要推計、人流データによる利用実態分析
- ・クロスセクター効果分析→養老線（鉄道）の社会的価値を試算し、代替手段を考察

(2) 利用者利便性向上や利用促進に資する実証事業

- ・(利便性向上) 主要駅での電動アシスト自転車貸出、チケットレスシステム導入等
- ・(利用促進) オフピーク運賃、小売店・飲食店等との協働、増便等の検討

※上記取組みは「地域公共交通再構築調査事業（補助事業）」を活用し実施予定

議第2号

養老線地域公共交通再生協議会規約の一部改正について

1 改正の趣旨

令和5年4月一部改正された地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）において、作成するように努めなければならない計画名称が「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に改められていることに伴い、関連する条項について文言整備を行うもの。

併せて、条文内容の整合性をとるもの。

2 改正の内容

養老線地域公共交通再生協議会「以下「協議会」という。」が作成及び実施の協議を行う計画名称を「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に改める。

また目的に合わせ、協議会の実施（協議）する事業の文言を整える。

3 施行期日

令和5年11月6日

4 新旧対照表

(1) 養老線地域公共交通再生協議会規約

改正案	現行
<p>（目的） 第1条 養老線地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。</p>	<p>（目的） 第1条 養老線地域公共交通再生協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。</p>

改正案	現行
<p>(事業)</p> <p>第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画の作成、変更及び評価に関する事項</u></p> <p>(2) <u>地域公共交通計画の実施に関する事項</u></p> <p>(3) <u>地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>形成計画の策定、変更及び評価に関する協議</u></p> <p>(2) <u>形成計画の実施に係る連絡調整</u></p> <p>(3) <u>形成計画に位置付けられた事業の実施</u></p>

報告事項 (1) 啓発グッズ・お出かけ沿線ガイド【外国語版】について

啓発グッズの作成について

種類	ウェットティッシュ	ポケットティッシュ
個数	8,000 個	3,000 個
費用	497,200 円 (56.5 円×8,000 個×1.1)	59,400 円 (18 円×3,000 個×1.1)
写真		

お出かけ沿線ガイド【日本語版】・【外国語版】

言語	日本語	中国語(繁体字)	韓国語	英語
部数	10,000 部	1,000 部	500 部	1,500 部
納期	納品済	納品済	納品済	11月中旬
費用	935,000 円 (850,000 円×1.1)	990,000 円 (900,000 円×1.1)		
写真				

報告事項 (2) 各市町でのイベント開催状況について

【大垣市】令和5年度大垣市のりものフェア

1 と き 令和5年10月1日(日) 10:00~16:00

ところ 大垣公園芝生広場東側

2 体験会及び抽選会等の参加人数

	実施内容	参加人数等
(1)	だいこう電車乗車体験(小学生以下)	約200人
(2)	タクシー車両乗車体験	約300人
(3)	こどもなりきり車掌・運転手	約350人
(4)	グッズ抽選会(買い物1回につき1回抽選)	先着200人
(5)	来場者特典(1日フリーきっぷ持参)	8人(名阪2人、樽見4人、養老2人)

3 まちなかスクエアガーデン来場者数 7,000人

【養老町】まるごと肉まつり養老2023

1 と き 令和5年10月7(土)・8(日) 9:30~16:00

ところ 岐阜県養老郡養老町養老公園一帯

2 まるごと肉まつりきっぷ2023(1,000枚限定)

セット内容	発売数
・「発駅」から「養老駅」まで及び、 「養老駅」から「着駅」までの往復割乗車券 ・まるごと肉まつり養老2023 クーポン券300円分(会場用) ・「養老Pay」500円分チャージ引換券	606枚(合計) 378,650円

3 まるごと肉まつり養老2023来場者数 62,000人

【神戸町】神Fes!2023

1 と き 令和5年10月7(土)・8(日) 9:00~16:00

ところ 神戸町役場 南側駐車場、中央公民館

2 神Fes!2023来場者数 8,000人

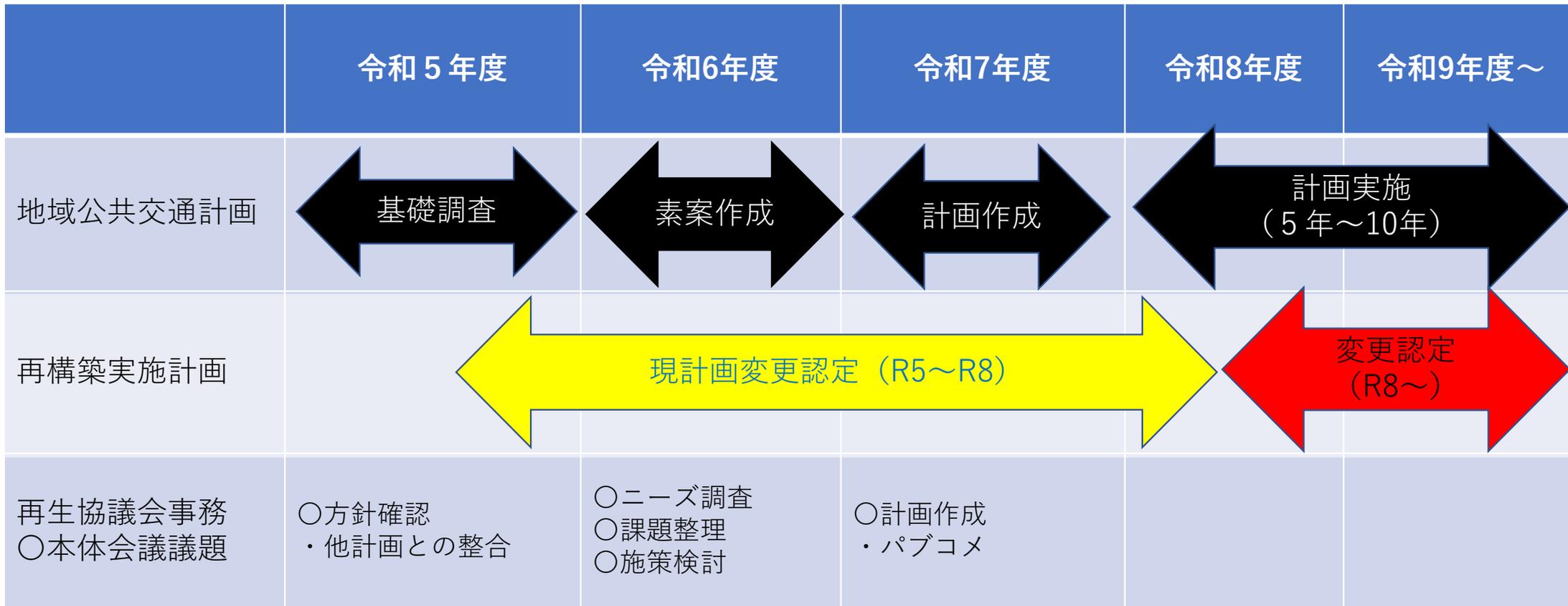
今後の日程について（案）

とき・ところ	内 容
11月6日(月) 11:00～12:00 クインテッサホテル ソールB 3階	養老線地域公共交通再生協議会本体会議第2回会議 (1) 地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う 地域公共交通計画の改訂に関する協議について（案） (2) 養老線地域公共交通再生協議会規約の一部改正について（案）
令和6年 4月予定	養老線地域公共交通再生協議会 幹事会第1回会議 (1) 令和5年度決算・令和6年度予算について他
令和6年 4月予定	養老線地域公共交通再生協議会 本体会議第1回会議 (1) 令和5年度決算・令和6年度予算について他

※上記以外にも、必要に応じて養老線地域公共交通再生協議会（本体会議・幹事会）を開催する。

地域公共交通計画・再構築実施計画スケジュール（案）

※ 現再構築実施計画終了前（令和8年度迄）に地域公共交通計画策定



養老線地域公共交通再生協議会規約

(目的)

第1条 養老線地域公共交通再生協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通 活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 形成計画の策定、変更及び評価に関する協議
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 設立当初の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 役員は、協議会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 4 設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、あらかじめ委任状（別記様式）の提出により、代理者に権限の委任がある場合は、代理者を出席委員とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席した委員の全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等会長がやむを得ないと認めるときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第8条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催できないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会・部会等)

第10条 協議会には、必要に応じ幹事会、部会等を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

- 第14条 委員等は会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。
- 2 前項に規定する報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年7月6日から施行する。

養老線地域公共交通再生協議会 委員等名簿

1 委 員

No.	法律区分	役職、就任依頼機関等	氏名	備考	
1	地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体	大垣市長	石 田 仁	会長	
2		桑名市長	伊 藤 徳 宇	副会長	
3		海津市長	横 川 真 澄	監事	
4		養老町長	川 地 憲 元	監事	
5		神戸町長	藤 井 弘 之		
6		揖斐川町長	岡 部 栄 一		
7		池田町長	岡 崎 和 夫		
8	公共交通事業者等（地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者）	養老鉄道(株)代表取締役社長	大 内 敬 弘		
9		(一社) 養老線管理機構代表理事	豊 田 富士人		
10		名阪近鉄バス(株)取締役社長	谷 口 弘 幸		
11		三重交通(株)代表取締役社長	田 端 英 明		
12		スイトトラベル(株)執行役員部長	今 福 一 晴		
13		岐阜県タクシー協会西濃支部長・岐阜近鉄タクシー(株)代表取締役社長	川 内 康 平		
14		三重県タクシー協会北勢支部長・(株)三交タクシー代表取締役社長	橋 本 明 雄		
15		道路管理者	岐阜国道事務所大垣維持出張所長	日 向 保 夫	
16			三重河川国道事務所四日市国道維持出張所長	誓 山 実	
17			岐阜県大垣土木事務所長	広 瀬 隆 男	
18	三重県桑名建設事務所長		矢 野 英 樹		
19	警 察 署	岐阜県警察海津警察署長	國 枝 薫		
20		岐阜県警察養老警察署長	川 瀬 貴 敏		
21		岐阜県警察大垣警察署長	吉 田 浩 司		
22		岐阜県警察揖斐警察署長	斧 田 利 明		
23		三重県警察桑名警察署長	樋 口 弘 道		
24	地域公共交通の利用者	大垣市連合自治会連絡協議会会長	杉 田 邦 隆		
25		岐阜県立大垣南高等学校校長	川 瀬 英 樹		
26		三重県立桑名北高等学校校長	一 尾 哲 也		

No.	法律区分	役職、就任依頼機関等	氏名	備考
27	学識経験者	岐阜協立大学教授	竹内 治彦	
28		名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科教授	松本 幸正	
29	その他会長 が必要と認 める者	大垣商工会議所会頭	田口 義隆	
30		西濃ブロック商工会協議会会長	高田 英雄	
31		桑名商工会議所会頭	山本 重雄	
32		国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官	渥美 宏	
33		国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官	前葉 光司	
34		岐阜県都市建築部都市公園・交通局局長	舟久保 敏	
35		三重県地域連携・交通部副部長	横山 正吾	
36	オブザーバー	国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長	勝山 祐樹	
37		国土交通省中部運輸局鉄道部計画課長	二輪 昭宏	

(令和5年11月現在)